

第4回下川町自治基本条例検討町民会議議事概要

日時：平成29年6月5日（月）18：00～19：55

場所：ハピネス大広間

出席者〔委員〕川島里美、渋谷英克、山川美紀、末武幹也、三津橋ひとみ、西村和樹
中田豪之介、川上浩二（敬称略） 計8名

〔議会〕奈須議運委員長、斉藤議運副委員長、下村事務局長

〔職員PT〕今井主幹、齋藤（英）主幹、高屋鋪主幹、大野主査

〔事務局〕蓑谷課長、古屋主幹、木原主幹、樋口主査、宍戸主査

1 委員長あいさつ

前回の会議での委員ご意見から、議会、町民会議、職員プロジェクトと合同による意見交換場を設ける運びとなった。本意見交換を通じ、本条例の見直し内容がより良いものになればと考える。忌憚のない意見をよろしくお願ひしたい。

2 意見交換

(1) 自治基本条例見直し案（議会検討分）について

→議員から自治基本条例改正に至る経緯について説明

→別添資料により議会事務局から条例見直し案の概要について説明

委員：第19条第3項「意思決定の権限を有する」の記載は、議会が予算の発案権があるように誤認してしまう。条例制定から予算作成までと議会が全ての権限を有しているような感がある。

議会事務局：予算については、町からの提案に対し、修正提案もしくは関連予算を新たに提案することが可能である。再議を行うものではない。

議員：誤認されないような内容に修正していきたい。

委員：わかりやすく親しみやすい表現とする工夫が必要。

議員：解説書（サブテキスト）などを作成するのもよい。

議会事務局：文言の修正等については、町と町民会議で検討し調整していただきたい。

議員：近年、地方議会の在り方として、追認機関としてのみならず政策提言機能を有する機関としての役割が求められている。こうしたことから、町民との対話を重視し、意見交換の中から政策が創られるようにしたいというのが条例改正案の主旨である。その点を踏まえ改正案を見ていただけたらと考える。

議員：全国的に議会改革が進められているが、機能的に改革が進められている自治体は少ない。議員ひとりひとりの行動により議会活動の充実を図る必要があると考える。

委員：原則、町政全ての案件に対し積極的に関わりを持つのが町民としての義務

であるが、幅広に関わっていけるかが不安である。また、行政としてもそのための手続きに時間を要してしまいかえって行政効率の低下を招くのではないか。

- 議 員：行政のスピード化が求められる中にあるが、現状の規定ではすべて緊急を要するものに分類されてしまう。恣意的な表現を除くものである。
- 委 員：議会における政策立案とは具体的にどのようなものを想定されているのか。議会で提案されるものであれば、提案されたもの全て可決となると思われるが。
- 議 員：町民意見等を把握し一般質問として発言させていただいているが、その答弁の多くが実施時期など曖昧な回答であることが多い。それらの実現に向け政策立案できればと考えている。
- 議 員：現在、議会において個別の提案事項の精査（過去の一般質問内容も含め）を行っている。予算作成時期に提言できたらと考えている。
施策と町民意見とのギャップを調整できればと考える。
- 委 員：第 21 条第 3 項の規定「公開することが不相当と認められる場合」について、具体的に示す必要があるのではないか。この表現も恣意的である。
- 委 員：町民の意見がしっかりと町政に伝わっていないのではないか。議会もしっかりと町民意見の収集・反映に力を注いでいただきたい。
- 議 員：我々議員の力不足も実感している。いずれにしても行政が機能しやすくかつ実効性のある条例としたいと考えている。引き続きよろしく願いたい。
- 委 員：その他、ご意見等あれば事務局までご連絡をお願いしたい。

(2) 自治基本条例見直し案（議会検討分）について

(3) 自治基本条例の適切な運用に関する考え方について（案）

→別添資料により事務局から説明

- 委 員：条例の見直し時期については、年限を待たずして改正が必要な場合もあるのではないか。
- 事 務 局：他自治体では、「・・・年を超えない期間で」と規定するところが多い。
- 委 員：これまでの会議において、原則、総合計画と合わせ 4 年程度で見直す旨であると認識しているが。
- 事 務 局：第 5 期総合計画期間を、町長の改選期に併せて前期 4 年、後期 4 年としたが、H27 年度の後期計画（H27～H30）作成時において、町長公約をすぐに総合計画へ反映することがスケジュール的に困難であった。こうしたことから第 6 期総合計画策定に向けての庁内会議において、前期計画期間を一度だけ調整するため 5 年とし、町長就任の 1 年後（5 年目）に基本計画が見直

されるよう調整してはどうかと検討しているところである。そのため、基本条例見直しを総計期間と合わせることとした場合、5年となる可能性もあるので、ご承知おきいただきたい。

委員：先の議員さんとの意見交換にて、「わかりやすい表現を」との意見があったが条例に規定するに当たりどこまでわかりやすい表現が許されるのか。

事務局：条例の標記については、限度がある。条例制定時に各条文をわかりやすく解説をした「解説書」を作成した。解説書であれば、ある程度わかりやすく表現をすることができる。

委員：解説が拡大解釈とならない表現であれば問題ない。

委員：パブリックコメントの実施状況、課題等についてお教えいただきたい。

職員 PT：条例の新規制定時や使用料等の値上げなど町民生活に大きな影響をもたらす場合について実施している。

事務局：法令については、大筋国民の合意がなされて制定されているものである。こうしたことから、法令の規定に基づくものについては、パブリックコメント等は実施していない状況にある。

また、行政側としては、企画段階から町民のみなさんが参加していただけるのは大変ありがたいのだが、ある程度企画を構成した中で意見をいただきたいといった思いがあるのも実情である。

委員：事業立案段階からの町民参加は、事業の進捗に弊害をきたすのではないか。

委員：事業立案段階からではまとまるものもまとまらなくなってしまう。町民の意向を汲むのは議員の仕事。町民説明の時期の頃合いについては、議会に任せてみてはいかがか。

委員：現状の住民説明会は、事業報告になってしまっているのが実情。説明会での議論経過を踏まえ事業実施するのが本来の姿ではないだろうか。町民意見が反映される時点での説明会の実施が期待される場所。

委員：条例の適切な運用が重要である。資料 3 ページにある「町民参加を促すときの注意点」の内容を外さないようにしてくればよい。併せてチェックシートのみならず、事業開始から実施までのワークフローチャートをまとめられると良い。

(5) その他

事務局：今後、いただいた意見を基に条例改正素案を作成する。できあがった段階で再度ご意見等を伺いたいと考える。(条例案を文書でお知らせし、会議開催について協議する。) 当面 9 月議会での提案を予定している。よろしくお願ひしたい。